

# 第1問 答案用紙<1>

(租 税 法)

## 問題 1

### 問 1

Y市への寄附は地方公共団体への寄附金に該当するため、A社において、支出額 300 万円の全額が損金の額に算入される。

(法人税法第 22 条第 3 項第 2 号, 第 37 条第 3 項第 1 号)

### 問 2

A社の受けとった配当は、B社の所得の金額の計算上損金の額に算入されているため、5,000 万円の全額が益金の額に算入される。

(法人税法第 22 条 2 項, 法人税法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号)

### 問 3

非居住者Qにとって、甲土地の譲渡は国内源泉所得にあたる。そのため、A社は購入対価を支払う際に、国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付する義務が課せられる。(所得税法第 161 条第 5 項, 第 212 条第 1 項)

### 問 4

Pは使用人兼務役員に該当するため、A社がPに対して支給した使用人としての職務に対する給与の額のうち、不相当に高額な金額は損金の額に算入されず、それ以外の金額は損金の額に算入される。

(法人税法第 22 条第 3 項第 2 号, 第 34 条第 2 項)

# 第1 問 答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

## 問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社による乙土地の譲渡について、益金の額に算入するべき収益の額は、譲渡時における時価1億5千万円である。 (法人税法第22条第2項)
②	○	法人税法第23条第1項第1号、第24条第1項第3号
③	×	Rが自己の夕食用の食材として使用した食品の時価相当額は、Rの事業所得の計算上、総収入金額に算入される。 (所得税法第27条第1項、第39条)
④	×	D社は特定支配日の5年以内に事業を再開しているため、事業再開後に生じた未処理欠損金額300万円のみを損金の額に算入できる。(法人税法第57条第1項、第57条の2第1項第1号)
⑤	○	消費税法第5条第1項、第9条の2第1項

## 第2問 答案用紙<1>

### (租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額	. . . . .	
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	,           ,	1,811,900
B社株式	,           ,	60,000
C社株式	,           ,	9,975,000
(D社による自社株買いについての申告調整)		
D社株式(源泉所得税等についての申告調整を除く。)	,           ,	450,000
(子会社の清算についての申告調整)		
「4. 子会社の清算に関する資料」の会計処理について	11,000,000	,           ,
(減価償却についての申告調整)		
機械装置F	1,675,000	,           ,
機械装置G	12,500,000	,           ,
パソコンH	1,250,000	,           ,
ソフトウェアJ	670,000	,           ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役K	450,000	,           ,
常務取締役L	300,000	,           ,
非常勤取締役M	0	,           ,
(租税公課についての申告調整)		
7. 租税公課に関する資料		
(1)について	,           ,	38,500,000
(2)について	116,750,000	,           ,
(3)について	,           ,	4,000,000
(4)について	36,200	,           ,

## 第2問 答案用紙<2>

### (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(源泉所得税等及び外国税についての申告調整)		
源泉所得税等及び外国税	2,581,137	, ,
(交際費等についての申告調整)		
<u>9. 交際費等に関する資料</u>		
(1)について	4,000,000	, ,
(2)について	, ,	427,500
(寄附金についての申告調整)		
<u>10. 寄附金に関する資料</u>		
支出寄附金の損金算入限度額超過額	505,000	, ,
上記以外の調整額	500,000	, ,
(欠損金についての申告調整)		
「11. 欠損金に関する資料」について	, ,	34,000,000
(その他の申告調整)	. . . . .	. . . . .
 (法人税額の計算)		
所得金額	. . . . .	
法人税額	. . . . .	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	906,137	
外国税額控除額	100,000	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

## 第2問 答案用紙<3>

(租 税 法)

### 問 2

[問] 1.

	(単位：円)	
	加算すべき金額	
	減算すべき金額	
(1) 得意先A社に対する債権	6,999,998	, ,
(2) 得意先B社に対する債権	4,000,000	, ,
(3) 得意先C社に対する債権	1,500,000	, ,
(4) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額	707,395	, ,

[問] 2.

貸倒実績率

0.0052

(小数点第4位未満の端数切上げ)

## 第2問 答案用紙<4>

(租 税 法)

### 問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額

9,550,000

(2) [資料] 2. (3)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額

540,000

(3) [資料] 2. (4)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる減価償却費の金額

50,100

(4) 青色申告特別控除額

110,000

[問] 2.

(1) 不動産所得の金額

0

(2) 給与所得の金額

1,500,000

(3) 総合課税となる譲渡所得の金額

250,000

(4) 一時所得の金額

100,000

(5) 雑所得の金額

138,000

[問] 3.

(1) 土地の取得費の金額

26,115,000

(2) 建物の取得費の金額

17,224,700

[問] 4.

(1) 医療費控除の金額

174,400

(2) 社会保険料控除の金額

1,638,000

(3) 生命保険料控除の金額

102,500

(4) 扶養控除の金額

380,000

## 第2問 答案用紙<5>

### (租 税 法)

#### 問題 3

#### 問 1

(単位：円)

[問] 1. 消費税額の計算

(1) 課税標準額

3,310,000,000

(千円未満の端数切捨て)

(2) 課税標準額に対する消費税額

208,530,000

[問] 2. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)

3,304,000,000

(2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)

376,000,000

(3) 非課税資産の輸出等の金額

120,000,000

(4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)

1,200,000,000

(5) 課税売上割合の計算式の分子の金額

3,800,000,000

(6) 課税売上割合の計算式の分母の金額

5,000,000,000

[問] 3. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

183,078,000

(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの

4,032,000

(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

5,040,000

[問] 4. 控除対象仕入税額の計算

(1) 個別対応方式による控除対象仕入税額

186,102,000

(2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

115,290,000

## 第2問 答案用紙<6>

(租 税 法)

### 問 2

[問]

(1) 通算課税売上割合

0.364

(小数点3位未満の端数切捨て)

(2) 調整対象基準税額

1,260,000

円

(3) 調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整額

△549,360

円